

## ○琴浦町役場玄関ホール利用要綱

令和4年9月26日

内訓第9号

### (目的)

第1条 この要綱は、琴浦町役場玄関ホール(以下「玄関ホール」という。)を利用して地域の文化芸術等の活動を行う団体、児童生徒等の作品及び各種展示に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の範囲)

第2条 玄関ホールは、次の各号に定めるものを展示する場合に利用できるものとし、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合の利用はできないものとする。

- (1) 町民が作成した絵画、ポスター、写真、書及びこれらに類するもの。
- (2) 町が主催者(共催者である場合を含む)となって募集した絵画、ポスター、写真、書及びこれらに類するもの。
- (3) その他町長が適当と認めるもの。

### (利用期間)

第3条 玄関ホールを利用できる期間は、原則として1週間以上1ヶ月以内とする。

### (申込み)

第4条 玄関ホールを利用しようとする者は、様式第1号の申込書に所要事項を記載して総務課に提出するものとする。

- 2 前項の申込みは、様式第1号の申込書の郵送、ファクシミリ又は電子メールによる送付により行うことができる。

### (利用に関する調整)

第5条 町長は、申込みが重複したときは、利用に関する調整を行うものとする。

### (利用可能な場合等の連絡)

第6条 町長は、申込者に対し、利用の可否等を様式第2号にて連絡するものとする。

### (利用に関する事項)

第7条 玄関ホールの利用者は、下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 作品等の搬入、搬出、展示及び撤去は利用者が行うこと。
- (2) 利用可能時間は、琴浦町役場本庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 展示に当たっては、琴浦町役場本庁舎の展示パネル、長机等を使用すること。

(4) 公序良俗又は風紀の維持確保を阻害するものの展示その他町長が不適切と認めた場合は、展示の全部又は一部を中止することがあること。

(5) その他展示については、総務課長の指示に従うこと。

(損害に対する措置)

第8条 利用者は、展示に当たって作品等の毀損、紛失、盜難等が発生した場合でも、町に負担を認めないものとする。

2 利用者は、高価又は貴重な作品の展示については、自らの判断により損害保険の加入その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、作品等の滅失、毀損又は盜難等により損害が発生するおそれが高いと認められる場合は、町長は展示を認めないものとする。

(利用に関する広報)

第9条 町長は利用状況に関し、広報に努めるものとする。

2 報道機関への資料提供については、琴浦町役場各課が所管する事業の場合は当該課が、その他関係機関・団体が展示を行う場合は当該関係機関又は団体が資料提供を行うものとし、これ以外の者が展示を行う場合は、利用者の了解を得た上で総務課が資料提供を行うものとする。

(所管)

第10条 玄関ホール利用に関する庶務は総務課にて行うものとする。

(その他)

第11条 総務課長は、利用者に対し、玄関ホールの場所が外気、冷暖房及び太陽光の影響を受けやすいこと並びにそれにより作品に影響が生じる場合があることをあらかじめ説明するものとする。

2 この要綱に規定するもののほか、玄関ホールの運営に当たり支障が発生した場合は、利用者及び総務課長がその都度協議して決定するものとする。

## 附 則

この内訓は、令和4年9月26日から施行する。